

再評価に係る県知事等意見

浜土道企第109号
令和6年7月11日

国土交通省 中部地方整備局長 様

浜松市長 中野 祐介
(公印省略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

国部整企画第48号（令和6年6月26日付）の意見聴取について、下記のとおり意見します。

記

1 事業名

一般国道1号浜松バイパス（長鶴～中田島）

2 意見

「対応方針（原案）」案に対し異議はありません。

一般国道1号浜松バイパスは、東西の地域を連絡するとともに本市の環状機能を担う重要な道路です。

令和4年度に新規事業化された国道1号浜松バイパス（長鶴～中田島）では、立体化や現道拡幅が計画されており、物流の速達性向上による産業活性化支援や渋滞緩和による地域交通の円滑化、交通事故の削減など、大きな整備効果が期待されます。引き続き、地域一丸となって協力していくため、早期工事着手を図るようお願いします。

技第283号
令和6年7月10日

中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇
(公 印 省 略)

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る
対応方針（原案）の作成に係る意見聴取について（回答）

令和6年6月26日付け国部整企画第48号で依頼のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 【道路事業】一般国道19号 瑞浪恵那道路（瑞浪～恵那武並）（恵那工区）

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。
なお、今後の事業の実施にあたっては、以下の内容についてご配慮願います。

- ・一般国道19号瑞浪恵那道路は、第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略において、リニア岐阜県駅へのアクセス道路として第一次整備計画道路に位置付けられており、リニア中央新幹線の開業効果を最大限波及させるために、重要な道路となることから、引き続き早期供用に向けた事業の推進をお願いします。
- ・事業費については、最新技術の活用などによる徹底したコスト縮減をお願いします。

6水資第85-1号
令和6年7月22日

国土交通省中部地方整備局長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛 知 県 知 事

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取
について（回答）

令和6年6月21日付け国部整河環第18号・ダ事第26号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

また、関係市町の長の意見については別添のとおりです。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。

担当 建設局水資源課
水資源計画グループ（後藤、渡邊）
電話 （052）954-6121
FAX （052）961-3293

6水資第86-1号
令和6年7月22日

国土交通省中部地方整備局長 殿
独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛知県知事

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取
について（回答）

令和6年6月21日付け国部整河環第17号・ダ事第27号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにされたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。

担当 建設局水資源課
水資源計画グループ（後藤、渡邊）
電話 (052) 954-6121
FAX (052) 961-3293

6 上計水第 7 号
令和 6 年 7 月 8 日

国土交通省中部地方整備局長
佐藤 寿延 様
独立行政法人水資源機構 理事長
金尾 健司 様

名古屋市長 河村 たかし

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

令和 6 年 6 月 21 日付、国部整河環第 17 号及びダ事第 27 号で照会のありました
標記の件については、下記の通り回答します。

なお、検証終了後、事業を進めるにあたっては、事業費の精査と縮減に努めると
ともに、早期完成を図っていただきますようお願いします。

また、令和 5 年 2 月 28 日付けで本市が提案した、安心・安全でおいしい水道水の
安定供給をはじめとする新用途の早期実現について、ご配慮いただきますようお願い
します。

記

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書（原案）案 に対して異議はあ
りません。

〔担当〕

上下水道局水道計画課

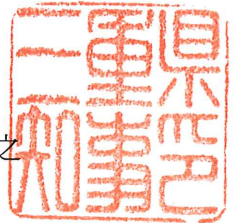
内藤、西

TEL 972-3655

県土第09-56号
令和6年7月18日

独立行政法人水資源機構理事長
金尾 健司 様

三重県知事
一見 勝之



木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

令和6年6月21日付け国部整河環第18号、ダ事第26号による意見聴取について、下記のとおり回答いたします。

記

「木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした報告書（原案）案については、異存ありません。

今後は、速やかに対応方針を決定しダム検証を終えるとともに、早期着工を望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減により事業費の縮減に努めていただきたい。

事務担当：県土整備部河川課
ダム班 市野
TEL059-224-2730

県土第09-56号

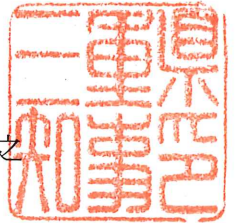
令和6年7月18日

国土交通省 中部地方整備局長

佐藤 寿延 様

三重県知事

一見 勝之



木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

令和6年6月21日付け国部整河環第18号、ダ事第26号による意見聴取について、下記のとおり回答いたします。

記

「木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした報告書（原案）案については、異存ありません。

今後は、速やかに対応方針を決定しダム検証を終えるとともに、早期着工を望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減により事業費の縮減に努めていただきたい。

事務担当：県土整備部河川課

ダム班 市野

Tel059-224-2730

河第 2 9 5 号
水資第 9 2 号
令和 6 年 7 月 2 4 日

国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延 様
独立行政法人水資源機構理事長 金尾 健司 様

岐阜県知事 古田 肇

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

令和 6 年 6 月 2 1 日付け国部整河環第 1 8 号及びダ事第 2 6 号で意見を求められた標記
のことについて、下記のとおり回答します。

記

本事業は、可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境
の保全に資する重要な事業であるため、検討の結果、『木曽川水系連絡導水路事業につ
いては、「継続」することが妥当であると考えられる』とした対応方針(原案)に異存はない。
なお、事業の実施にあたっては、別紙の事項について十分配慮されたい。

担当所属	県土整備部 河川課 企画環境係		
担当係長	阿 部	担 当	清 水
電話番号	058-272-1111(4637)		
e-mail	c11652@pref.gifu.lg.jp		

担当所属	都市建築部 水資源課 水資源係		
担当係長	中 村	担 当	三 島
電話番号	058-272-1111(4852)		
e-mail	c11668@pref.gifu.lg.jp		

1 環境に関すること

- (1) 貴重な地域資源である長良川、木曽川、揖斐川の水環境、周辺地域への環境に十分配慮すること。

<特に配慮・検討を求める事項>

- ①導水路トンネルの周辺及び木曽三川の中下流地域で利用されている地下水への影響
 - ②世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」
 - ③長い歴史と伝統を誇る「ぎふ長良川の鵜飼」
 - ④長良川の放流が見込まれる箇所直近の下流にある「御料場」
 - ⑤長良川への放水実施基準や放水地点の設定
 - ⑥文化財保護法に基づく名勝木曽川の景観
(放流口など人工構造物ができることによる景観への影響)
 - ⑦木曽川における特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念物「イタセンパラ」
 - ⑧導水路による外来魚の分布拡大リスク増大への対策
(生息状況の調査・把握を含む)
 - ⑨異常渇水が長良川の漁業資源に与える影響と、導水路がある場合に得られる改善効果に関する事前の検討・評価
- (2) 環境レポート（案）については、公表から15年が経過し、この間、気象状況、河川内の地形、動植物の生息状況など、環境は大きく変わってきていることから、調査の項目や手法の検討も含め、全体を見直すこと。

2 コスト縮減に関すること

事業費の増額については、現場条件、物価の変化、建設業の働き方改革、消費税率の引き上げ、工期の延期によるものなどを概算で積み上げたものであり、また、複数の代替案の中でコスト比較が行われ、導水路案が最も安価であると示されており、大筋においてはやむを得ない。ただし、今後詳細なルート検討を進めるにあたっては、県財政への影響にも鑑み、最新の知見や技術を取り入れ可能な限り縮減を図るとともに、事業予算の平準化に努めること。

3 水系総合運用に関すること

木曽川水系連絡導水路により、徳山ダムを含む木曽川水系ダム群を一体運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における可茂・東濃地域の取水制限の緩和が期待され、渇水時以外においても可茂・東濃地域にとって大いに有効であると思われるため、水系総合運用を実施すること。

4 その他事業の実施にあたって留意すること

- (1) 引き続き関係者の認識をしっかりと共有しながら、丁寧かつ速やかに検証を終えて、事業を推進すること。
- (2) 地元の意向を尊重し、水源地域等の振興が着実に進められるよう協力すること。
- (3) 地域住民、営農者、漁協者等への説明の機会を設けること。
- (4) 徳山ダムの渇水対策容量の運用にあたっては、ダムが枯渇するような危機的な渇水の発生時においても、互譲の精神に基づく渇水調整を行うこと。
- (5) 木曽川水系河川整備計画に記載されているとおり、根尾川においても、異常渇水時に瀬切れ等が発生しないよう緊急水を補給し河川環境の改善に努めること。
- (6) 導水路施設整備が予定されている9市町には、国・県・市町の指定文化財や埋蔵文化財包蔵地があるため、事業実施にあたっては、文化財に与える影響について関係機関と協議し、必要に応じて適切な対策を講じること。
- (7) 導水路トンネルの周辺地域で実施される他事業や各種施設への影響について検討するとともに、法令等に則り適切な対応を行い、異状が生じた場合には速やかに関係者への情報共有を行うこと。